

令和元年9月19日

桑名市議会議長 渡 邊 清 司 様

都市経済委員会
委員長 愛敬 重之

都市経済委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項（事業評価対象事業）

1. 竹資源循環創出推進事業について
2. 空家等対策推進事業について

II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
4月 8日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討、決定
4月28日	○ 現状及び課題等の確認 ○ 行政視察先の決定等
7月 4日 5日	○ 行政視察 【京都府宮津市】 竹資源有効活用プロジェクトについて 【京都府京丹後市】 先駆的空き家対策モデル事業について
7月24日	○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討
8月20日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月19日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

Ⅲ 先進地への視察

1. 京都府宮津市

「竹資源有効活用プロジェクトについて」

宮津市には、京都府内の竹林面積の約1割に相当する617haの竹林が存在し、そのほとんどが放置竹林であり、森林環境の悪化、里山景観の変化・有害鳥獣被害の多発、山地災害の危険・水源の涵養機能の低下など、弊害が生じている。

このような状況の中、地域経済力を高めるための自立循環型経済社会構造への転換戦略のひとつとして、平成25年1月に竹資源活用型産業創出アクションプログラムを策定し、有用性のある地域資源「竹」を有効に活用した、竹のカスケード利用によるビジネスモデルの確立、竹関連企業の立地促進、竹のブランド化の構築を目指し、さまざまな事業に取り組んでいる。

竹のカスケード利用によるビジネスモデルの確立では、竹の安定調達を図るため、平成22年度に自治会の協力を得て策定した竹林再生整備計画に基づき、伐採した竹を無償提供いただくこと等の条件を付して、地権者の全面協力のもと、市内173カ所、164haの竹林整備を順次進めている。当初は、年間約8ha、30,000本の竹を伐採・搬出する計画であったが、近年は年間約2ha、累積で18～19ha程度の整備しかできておらず、進捗の遅れが課題として残っている。

竹林の伐採・搬出等については、地域竹林整備隊（登録制）に担っていただいております。登録状況は平成30年度末現在で42名、1団体、5社である。登録者に対する支援措置として、竹林整備用機材の貸し出しや竹材の買い取り等を行っている。

竹材の買取制度は、地域竹林整備隊の編成に合わせて、伐採から集材までの仕組みづくりとして平成27年度に創設された。地域竹林整備隊によって伐採された竹材のみが買い取りの対象であり、1キログラム当たり4～7円で民間事業者が運営する竹資源管理センターが買い取りを行っている。制度を創設した当初、買い取り量は年間数十トン程度であったが、平成30年度には約300トンまで伸びている。

竹資源管理センターでは、買い取った竹材を原竹のまま、または表皮粉末や竹チップなどに一次加工してから販売をしている。年間数百万円の利益を上げているものの、平成27年度から同センターの管理運営を民間事業者に移行したことに伴い、これまでの販路をゼロベースで見直し、採算性の高いものに絞って販売をされたことにより、一次加工品出荷量は減少している。

竹をカスケード利用し、扇子や衛生製剤、飼料などさまざまな製品に活用していただけるよう、民間事業者との連携を深め、産業の拡大と雇用の創出につなげている。

また、竹関連企業の立地に向けた取り組みとして、サンコール株式会社による竹の連続炭化装置2号機の研究施設を誘致し、竹炭を製造している。製造した竹炭は、電化製品・自動車のタッチパネルなどに採用されており、今後さらに販路拡大が期待されている。

その他、平成23年9月に建設された宮津バイオマスエネルギー製造事業所では、農林バイオマス3号技術を活用した竹のガス化発電及び液体燃料化の実証実験が行われてきた。発電及びメタノールの精製については確認ができたものの、それぞれに課題が残されており、事業化のめどは立っていない。

竹資源の有効活用を図るため、さまざまな事業に取り組んできたものの産業化には至っておらず、引き続き参入企業等と連携し竹の価値向上につながる新しい利用方法の開発や、新規企業を立地することで販路拡大を図り、伐採面積の拡大につなげていきたいと考えている。

※竹のカスケード利用とは、竹を原竹・竹チップ・竹表皮・竹粉など、さまざまな形で利用すること。

2. 京都府京丹後市 「先駆的空き家対策モデル事業について」

京丹後市では、若年層の進学・就職に伴う都市部への流出や、生活・通勤等の利便性が高い地域への市内移住などにより、特に中心部から離れた地域において、空き家の増加が懸念されている。

関係者の協力のもと平成 27 年度に実施した市独自の実態調査では、市内全 225 地区を対象に 755 件の空き家を把握し、そのうち住めそうな状態の空き家は 319 件であった。また、平成 29 年度の定期確認においては、空き家は 1,089 件、住めそうな状態の空き家は 297 件であり、この 2 年間で空き家は 300 件以上も増え、空き家の状態も悪化している。

このような状況の中、平成 29 年 2 月に京丹後市空家等対策計画を策定し、空家等がもたらす問題の解決に向け、空家等の管理を所有者等がみずから適切に行うことを前提としつつ、関係機関等と連携し、増加の抑制・活用・措置等総合的な取り組みを始めた。

これに合わせて、空家等の活用・情報提供・外観調査・事前指導等・緊急安全措置など必要な事項を法的に担保するため、空家等対策の推進に関する条例を制定し、計画の実効性を高めている。条例に定める事前指導等では、空家法で規定する特定空家等へ移行し行政措置を講ずる前に、所有者等に対し所有者としての責務について助言・指導することで、所有者みずから除却・修繕・改善することを促している。

平成 29 年度には、空家等対策計画に示す管理促進及び空家等流通の活性化の取り組みとして、所有者不明の予防及び財産管理人制度活用による流通促進検討の 2 つをテーマに掲げ、先駆的空き家対策モデル事業に取り組んでいる。

所有者不明の予防では、相続未登記の解消や相続発生事由の理解により、相続登記を促進し所有者等の迅速な特定につなげ、空家等がもたらす問題の解決を促進している。司法書士会や空家等対策協議会と連携し、相続登記を放置することのデメリットや空家等の課題、相続登記までのフローなどを掲載した「相続登記ガイド」のパンフレットを作成し、固定資産を所有する方を対象に、死亡手続等で窓口に来られた際に配付している。パンフレットに掲載された司法書士会へ相続登記の相談をされた方も見え、一定の効果を上げている。

財産管理人制度活用による流通促進では、司法書士や宅地建物取引業者などと連携・協力のもと、市が空家等の情報を公開し利活用する購入希望者を募り、購入等の担保されたものについて財産管理人制度を活用する。事前に購入希望者を募ることで、予納金を予算措置する必要がなくなるなど、行政負担の軽減にも寄与している。所有者不存在空家等について購入希望者を募集した結果、これまでに 2 件の契約に至っており所有者不存在空家等の流通促進につながっている。

また、平成 30 年 2 月に実施した略式代執行の経験を踏まえ、将来的な行政負担の軽減を図るため、3 年間の期限を設け、緊急老朽空家等除却補助金制度を創設し、所有者が明らかな老朽空家等の除却に対して補助金を交付している。平成 30 年度は 5 件に対して補助金を交付し、早期の除却促進に努めている。

その他、空き家の有効活用を通して、移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、宅地建物取引業者と協定を結び、定住空家情報バンク事業を実施している。平成 30 年度の登録件数は 40 件、成約件数は 11 件であり、積極的な周知により登録件数や問い合わせは年々増え続けている。

今後は、空き家の利活用促進のため所有者向けの空き家相談会の開催や、特定空家等の予防として、利活用できる段階で空き家を流通させる取り組みを検討していきたいと考えている。

IV 調査研究結果（事業評価）

会計名称	一般会計		
事業名	竹資源循環創出推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>本市は東海地方有数のタケノコの産地であり、平成30年度は約580トン、約1億5,000万円分が出荷された。一方、近年は竹需要の減少、タケノコ農家の担い手の減少や竹林所有者の高齢化等により、管理不全の竹林が増えてきており、市内の竹林約660ヘクタールのうち約600ヘクタールが手入れの行き届いていない放置竹林として存在している。放置竹林という地域課題と環境問題が懸念されている現状において、この事業の必要性は高いと考える。</p> <p>このような状況の中、竹害やタケノコ農家の減少を改善するため、桑竹会やJAなど関係団体と「桑名市竹資源の循環創出に関する包括連携協定」及び「桑名市竹資源循環創出推進事業に係る覚書」を締結し、竹を資源として活用し、持続可能な経済的循環を創出する仕組みを構築されたことは、一定の評価をするものである。</p> <p>また、締結した協定に基づき、所有者から委託を受けた市内約30アールの竹林が、桑竹会において整備された。さらに、JAの協力のもと、竹林の所有者と就農希望者を引き合わせるマッチングに成功しており、担い手育成・新規就農者の獲得にも期待するところである。</p> <p>しかしながら、協定を締結したバイオプラスチック樹脂の製造を担う民間企業が昨年度に事業を停止したことに伴い、現在は桑竹会による竹林の整備や伐採した竹のチップ化にとどまっており、商品化には至っていない。今後は、伐採した竹の利活用の拡大及びそのスキームの再構築が必要であると考え。加えて、私有地である竹林を公共事業として整備・管理していくことには限界があると考えため、その体制の見直しを指摘する。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については、「おおむね適正」であるとし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。</p> <p>なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。</p> <p>① 安定したビジネスモデルとして確立するためには、竹資源の販路拡大や利活用の幅を広げる必要があると思われる。コーディネーターとしての役割を担い、より多くの企業参入が図られる仕組みへ改善するよう努められたい。</p> <p>② 個人の財産である竹林の整備・管理においては、公費に依存し過ぎることのないよう、企業参入や竹林所有者からの負担等も含め、その仕組みづくりを検討されたい。</p>			

会計名称	一般会計		
事業名	空家等対策推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>近年、適切な管理が行われていない空家等が全国的に増加しており、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。これを背景として、平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が完全施行された。このことから、法に定める市町村の役割を果たすため、本市においても空家等に関する対策の実施は急務であると考え。</p> <p>このような状況の中、平成 27 年度に各自治会の協力のもと空き家等状況調査を実施。その後、職員による外観目視調査を行い、1,689 件の空き家の存在を確認した。所有者に対し継続的に啓発や行政指導を行うことで、129 件の空き家が解体等により解消されている。さらに、空家等指導要綱に基づき、行政の関与が必要であると判断した場合は、法第 9 条の規定に基づく立入調査を実施し、その結果、特定空家等に指定した所有者等へは、通知文書により助言・指導するなど、空き家の予防・解消の促進に努めている。加えて、空き家の未然防止・適正管理・流通活用に関する対策の推進を図るため、宅地建物取引業協会や弁護士会など 10 団体と「桑名市空家等対策の推進に関する協定」を締結し、市民からの各種相談に対応できる体制を整備したことは、一定の評価をするものである。</p> <p>しかし、一方、平成30年9月に運用を開始した空き家バンクでは、登録件数は5件と依然として伸び悩んでおり、空き家の有効活用を通じた定住促進による地域の活性化を図るといった目的を達成しているとは言えず、空き家の流通・活用について、より一層の促進を期待する。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については、「おおむね適正」とし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。</p> <p>なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。</p>			
<p>① 空き家バンクの積極的な活用等により、住宅のみならず地域の活性化につながるような、幅を広げた利活用の推進が図られるよう検討されたい。</p> <p>② 財産管理人制度を活用し、所有者不存在空家等の流通促進に取り組まれたい。</p> <p>③ 空家等指導要綱にとどまらず、法的拘束力を有する条例等を整備し、事前の指導や助言、緊急安全措置などを定め、空家等対策の推進に努められたい。</p> <p>④ 危険を伴う空き家等の早期改善・解消に努められるよう所有者の協力を求め、行政指導に際しては特段の配慮をなされたい。</p>			